

はじめに

土壌は、人の生活及び経済活動の基盤である土地を構成しており、物質の循環や生態系維持の要としても重要な役割を果たしている。その土壌が汚染されると、汚染土壌が直接摂取されること、地下水やそこで生育した農作物が摂取されること等により、人の健康や生活環境に影響を及ぼす。

農用地の土壌汚染については、昭和45年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定され、同法に基づきこれまで汚染地の調査、客土等の対策が実施されてきている。

一方、工場跡地等における土壌汚染については、これまで明らかになることが少なかったが、近年、工場跡地等の再開発・売却の際や環境管理の一環として自主的に汚染調査を行う事業者の増加、都道府県等による地下水の常時監視の拡充等に伴い、重金属、揮発性有機化合物（VOCs）等による土壌汚染が顕在化してきている。特に最近における汚染事例の判明件数の増加は著しく、環境省の調査結果では、平成11年度に新たに判明した土壌汚染の事例は、前年度に引き続き高い水準で推移している。

これらの有害物質による土壌汚染は、過去における有害物質の不適切な取扱い、排水の地下浸透等により生じた環境上の「負の遺産」と言うべきものであり、放置すれば人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されることから、速やかな土壌汚染の状況の把握と土壌汚染による環境リスクを適切に管理するための措置等の実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、環境省環境管理局水環境部長の委嘱により、本検討会において、平成12年12月から9回にわたり土壌環境保全対策に関する制度の在り方について調査・検討を行ってきたところであるが、今般、土壌環境保全対策のために必要な新しい制度の在り方について中間的な取りまとめを行うものである。